

議案第22号

令和元年度基山町一般会計補正予算（第2号）

令和元年度基山町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ526,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,301,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月7日提出

基山町長 松田 一也

令和元年6月14日原案可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
12 使用料及び手数料		121,523	1,021	122,544
	1 使用料	70,530	1,021	71,551
13 国庫支出金		838,451	136,500	974,951
	1 国庫負担金	530,158	2,229	532,387
	2 国庫補助金	304,332	134,271	438,603
14 県支出金		457,405	13,018	470,423
	2 県補助金	123,991	12,555	136,546
	3 委託金	47,136	463	47,599
16 寄附金		502,501	100	502,601
	1 寄附金	502,501	100	502,601
17 繰入金		877,373	156,500	1,033,873
	1 基金繰入金	877,373	156,500	1,033,873
19 諸収入		95,391	71,065	166,456
	5 雑入	37,256	71,065	108,321
20 町債		384,193	148,100	532,293
	1 町債	384,193	148,100	532,293
歳 入 合 計		6,774,822	526,304	7,301,126

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		103,213	2,374	105,587
	1 議会費	103,213	2,374	105,587
2 総務費		1,374,292	84,814	1,459,106
	1 総務管理費	1,150,019	94,447	1,244,466
	2 徴税費	122,901	△6,505	116,396
	3 戸籍住民基本台帳費	62,835	△3,151	59,684
	4 選挙費	36,107	23	36,130
	5 統計調査費	1,492	0	1,492
3 民生費		2,299,469	21,891	2,321,360
	1 社会福祉費	1,303,398	1,501	1,304,899
	2 児童福祉費	996,069	20,090	1,016,159
	3 災害救助費	2	300	302
4 衛生費		614,824	10,314	625,138
	1 保健衛生費	166,176	10,314	176,490
6 農林水産業費		90,397	1,661	92,058
	1 農業費	85,937	1,661	87,598
7 商工費		104,020	△1,976	102,044
	1 商工費	104,020	△1,976	102,044
8 土木費		713,734	85,857	799,591
	1 土木管理費	24,411	△1,826	22,585
	2 道路橋梁費	241,654	30,913	272,567
	3 都市計画費	209,397	31,511	240,908
	5 住宅費	92,411	25,259	117,670
9 消防費		257,039	△585	256,454
	1 消防費	257,039	△585	256,454
10 教育費		583,078	321,506	904,584

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	1 教育総務費	77,579	400	77,979
	2 小学校費	88,610	450	89,060
	3 中学校費	55,376	311,698	367,074
	4 社会教育費	225,178	4,134	229,312
	5 保健体育費	123,579	4,824	128,403
13 諸支出金		241	160	401
	2 諸費	0	160	160
14 予備費		13,577	288	13,865
	1 予備費	13,577	288	13,865
歳出合計		6,774,822	526,304	7,301,126

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	(千円) 106,900	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業	(千円) 63,400	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 77,400	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
道路整備事業	(千円) 43,700	同上	同上	同上	(千円) 56,000	同上	同上	同上
公営住宅建設事業	(千円) 29,000	同上	同上	同上	(千円) 41,200	同上	同上	同上
国宝重要文化財等保存・活用事業	(千円) 5,100	同上	同上	同上	(千円) 7,400	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地方創生基盤整備事業	(千円) 9,100	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 9,500	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。